

工 事 の 留 意 点

(土 木)

令和 8 年 6 月版

豊田市 総務部 技術管理課

目 次

1 総則・施工管理(協議・提出・提示・報告等)における注意点

(1) 監督員	1
(2) 現場代理人・主任（監理）技術者届	1
現場代理人、主任技術者及び監理技術者について	1
(3) 工程表	4
(4) 設計図書の照査	5
(5) 施工計画書	5
(6) 施工体制台帳・施工体系図	9
(7) 特定建設作業実施届出書	10
(8) 契約金額内訳書	10
(9) 工事材料	10
(10) 労災保険証書	10
(11) 建設業退職金共済掛金収納書	11
(12) 残土処理承諾書	11
(13) 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	11
(14) 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書	11
(15) 建設廃棄物処理関係許可書	12
(16) 建設廃棄物処理委託契約書	12
(17) コリンズの作成・登録	12
(18) 安全管理（工事中の安全確保）	13
(19) 環境対策	13
(20) 交通安全管理	13
(21) 事故報告書	14
(22) 工事完成届・工事指定部分完成届	14
(23) 実施管理表	14
(24) 出来形管理	14
(25) 品質管理	16
(26) 写真管理	17
(27) 工事記録	17
(28) 水替記録	17
(29) 安全教育及び安全訓練	17
(30) 交通誘導員（警備日報）	17
(31) 産業廃棄物及び残土処理の管理	18
(32) 建設副産物	18
(33) 使用材料等の実績	19
(34) 監督員による検査（確認）及び立会等	19
(35) 履行報告	20
(36) 施工手続き	20
(37) 公共工事における環境配慮指針	21

2 工事写真の注意点

(1) 整理の仕方	22
(2) 着手・完成	22
(3) 保安施設等	22
(4) 測点管理	23
(5) 計測・施工状況	23
(6) 品質管理・検収	24
(7) 残土・廃棄物処理状況	25
(8) 電子成果品（工事写真を含む）の電子媒体での提出について	25

3 施工における注意点

(1) 一般土工	26
(2) 道路土工	26
(3) 舗装工	26
(4) 区画線工	27
(5) 安全施設工	27
(6) コンクリート工	27
(7) 鉄筋工	28
(8) 排水工	29
(9) ブロック積（張）・石積（張）工	29
(10) 保安施設等	30
(11) その他	31

4 検査時の対応

検査時の対応	32
--------	----

参考資料

舗装の出来形・現場品質管理について	34
現場塗装工（塗装の禁止条件）	37
単位体積重量の参考値	37

※ 赤文字については、改訂又は追記事項です。（太字、ゴシック）

※ 各項目の見出しの後に標準仕様書等の主なページ数を掲載しました。

（仕-〇〇〇）… 愛知県建設局 土木工事標準仕様書 R8.4 版のページ

（施工管理基準・写真管理基準含む）

（必-〇〇〇）… 愛知県建設局 土木工事現場必携 R8.4 版のページ

その他、出典先名称（太字、ゴシック）

※ 工事の留意点は「愛知県建設局 土木工事標準仕様書・現場必携」を基本に作成しております。（農地系・林務系は各仕様書を参照してください）

1 総則・施工管理(協議・提出・提示・報告等)における注意点

(1) 監督員 (豊田市工事請負契約約款第9条)

- ・工事契約の際には監督員(専任監督員、主任監督員及び総括監督員)を定め、その氏名を請負者に所定の様式により**通知**しなくてはならない。また、監督員を変更したときも同様とする。
※当初設計金額が1,000万円以下の工事は、専任監督員及び主任監督員を置く。
- ・通知は契約締結後の早い時期が望ましく、最初の協議時又は現場代理人・技術者届受理時とする。
- ・監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

(2) 現場代理人・主任(監理)技術者届 (豊田市工事請負契約約款第10条)(仕-1-47)(必-2-11)

- ・契約締結後5日以内に経歴書を添付のうえ**提出**し、契約課の確認を受けること。
- ・現場代理人の経歴書には、直接的雇用関係を確認するための書類を添付すること。
- ・主任技術者、監理技術者、又は監理技術者補佐の経歴書には、必要な資格を証する合格証明書の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係の確認するための書類(下記のいずれかの写し)を添付すること。詳しくは契約課で確認すること。
- ・恒常的な雇用関係とは、入札日以前に原則3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

【雇用関係を確認するための書類例】

- ① 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
- ③ 資格確認書
- ④ 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

●現場代理人、主任技術者及び監理技術者について (豊田市工事請負契約約款第10条)

(必-6-61 現場点検の手引き(案)第16版Q:3-6)

- ・**現場代理人**：請負人の代理人として一切の事項を処理します。
(契約金額の変更、工期の変更、契約金額の請求及び受領等の権限は除く。)

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場^{※1}の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負人の代理人であり、通常当該**工事現場に常駐^{※2}**することとされている。

- ※1 工事現場とは、工事目的物の敷地にとどまらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所を含むものとするが、近傍であっても、他の工事の現場は含まない。
- ※2 常駐とは、当該工事を担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないこと及び現場の安全な運営、取り締まりを行うことを目的としたものである。

(豊田市における現場代理人の兼務等の取扱い) (豊田市 HP)

以下のいずれかの場合に現場代理人の複数の工事の兼務を認める。

① 豊田市内の建設工事で、次のすべてに該当する工事

- イ) 当初契約金額が 500 万円未満の建設工事（1 件）と契約金額が 4,500 万円未満の建設工事（1 件）の兼務であること。
 - ロ) 契約金額が 4,500 万円以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
 - ハ) 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。
- ※この場合、当初契約金額が 500 万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が 500 万円以上となっても現場代理人の兼務を認め、契約金額が 4,500 万円未満の建設工事については、契約金額が 4,500 万円以上となった時点で、現場代理人の兼務は認められない。

② 豊田市発注の建設工事で、次のすべてに該当する工事

- イ) 当初契約金額の総額が 9,000 万円未満かつ契約件数が 3 件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は 4,500 万円未満とする。
 - ロ) 契約金額が 4,500 万円以上の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
 - ハ) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で常時連絡を取れる体制にあること。
- ※この場合、契約金額の総額が設計変更などを行った結果、9,000 万円以上となっても現場代理人の兼務を認める。

現場代理人の兼務について

			◎ 兼務可	○ 特例により兼務可	✕ 兼務不可
			工事①		
			技術者の専任を要しない工事 (注 1)		技術者の専任を要する工事 (注 2)
			現場責任者 (注 3)	現場代理人	現場代理人
工事 ②・③	技術者の 専任を要 しない工事 (注 1)	現場責任者 (注 3)	○ (注 4)	○ (注 4)	○ (注 4)
		現場代理人	○ (注 4)	○ (注 5)	✕
	技術者の 専任を要 する工事 (注 2)	現場代理人	○ (注 5)	✕	✕

注 1 技術者の専任を要しない工事 …… 契約金額が 4,500 万円未満の工事。

注 2 技術者の専任を要する工事 …… 契約金額が 4,500 万円以上の工事。

注 3 現場責任者を配置する工事 …… 当初契約金額 500 万円未満の工事で、現場代理人と同様の権限を有するが、現場への常駐義務はない。

注 4 豊田市内の建設工事（県の工事等）においては、1 件のみ兼務可。ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。

注 5 当初契約金額の総額が 9,000 万円未満の場合においては、3 件まで兼務可。
ただし、現場責任者の兼務件数には制限はない。

※主任技術者の専任を要する工事において、現場代理人と主任技術者等を兼任した場合には特別な場合を除き、他工事の現場代理人又は現場責任者及び技術者を兼務することはできない。

（兼務する場合の手続き）

契約者は、対象工事の条件に全て該当することを確認の上、「現場代理人の兼務届」を契約課の確認を受け、全ての工事発注者（工事担当課）に提出すること。

兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人・主任技術者届に「現場代理人の兼務届」及び工程表を添付し、契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、「現場代理人の兼務届」に工程表を添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、発注者に提出すること。

なお、工程表には、①新たに契約する工事と②兼務する工事（既発注）の作業工程の関係が分かるように作成すること。（必-2-14 記載例参照）

※注意：現場代理人は、作業時に現場常駐が必要なため、同一作業とならないように工程を組むこと。更に、工事担当課へ不在時の連絡体制がわかるものを施工計画書に記載又は添付すること。

・主任技術者：技術上の管理をします。

工事の途中で下請負契約の請負代金額（当該下請契約が2件以上ある場合はそれらの請負代金の総額。ただし、建設工事に該当しない下請負代金は除く。）が5,000万円以上となる場合は、その時点で主任技術者を監理技術者に変更すること。

・監理技術者：下請負者を適切に指導、監督し、総合的な役割をします。

下請負契約の請負代金の総額が5,000万円以上となる場合は、建設業法で定める資格を有する監理技術者を置かなければならない。

なお、各技術者として必要な資格を証する合格証明書の写しを経歴書に添付すること。

●（技術者の専任制）（建設業法第26条第3～6項・建設業法施行令第27条）

（必-6-3～24 監理技術者制度運用マニュアル R7.1.28）

（必-6-61、現場点検の手引き（案）第16版 Q:3-1、3-7）

・建設工事で工事1件の請負代金の額が4,500万円以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。また、監理技術者の設置におけるこの規定は共同企業体の各構成員にも適用される。（専任特例の場合を除く）

・請負者は、専任特例2号を活用する当該工事の監理技術者を他の工事の監理技術者と兼務させる場合は、「監理技術者の兼務届」を双方の工事発注者に提出すること。

・兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人・主任（監理）技術者届に「監理技術者の兼務届」を添付し、契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、「監理技術者の兼務届」を原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。

●（主任技術者の現場専任の特例）（建設業法施行令第27条第2項）

・専任が必要な工事のうち、密接な関連のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、下表のとおり取り扱うこととする。

●（監理技術者の現場専任の特例）（建設業法施行令第28～30条）

・建設業法第26条第3項ただし書きによる場合を「専任特例」、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」といい、当面の間、下表のとおり取り扱うこととする。なお、「専任特例1号」は主任技術者にも適用できる。

専任技術者（監理技術者又は主任技術者）の兼務について

			◎兼務可	○特例により兼務可	×兼務不可	
			工事①			
			技術者の専任を要しない工事 (注1)		技術者の専任を要する工事 (注2)	
			主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
工事②	専任を 要しない工事 (注1)	主任技術者	◎		○ (注3、5)	○ (注5)
		監理技術者				
	専任を 要する 工事 (注2)	主任技術者	○ (注3、5)		○ (注3、5)	○ (注3、5)
		監理技術者	○ (注5)		○ (注3、5)	○ (注4、5)

注1 技術者の専任を要しない工事 …… 契約金額が4,500万円未満の工事。

注2 技術者の専任を要する工事 …… 契約金額が4,500万円以上の工事。

注3 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度近接した場所において同一建設業者が施工する場合、原則2件程度の工事の主任技術者の兼務可。

※10km程度の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断適用にあたっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏ないよう発注者が適切に判断。

注4 専任特例2号 … 監理技術者補佐を現場ごとに専任で置き、元請としての職務が適正に遂行できる範囲で兼務可。監理技術者が兼務できる工事現場数は2件までとされている。

注5 専任特例1号 … 主任技術者又は監理技術者の兼務に当り、以下の全ての要件に適合しなければならない

- ・各工事の契約金額が1億円未満
- ・現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・下請次数が3次まで
- ・連絡員の配置（土木一式工事の場合は当該工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- ・施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・人員の配置を示す計画書の作成・備置き
- ・現場状況を確認するための情報通信技術の設置
- ・兼務する工事の数は2件まで

(3) 工程表 (仕-1-6, 1-45) (豊田市工事請負契約約款第3条)

- ・必要に応じて工程表を作成し、提出すること。（必要な場合は監督員から指示）。
- ・現場代理人が他工事と兼務する場合は、「現場代理人の兼務届」と併せて提出すること。

なお、工程表には、①新たに契約する工事 ②兼務する工事（既発注）の作業工程の関係が分かるように作成すること。（必-2-14 記載例参照）

※注意：現場代理人は、作業時に現場常駐が必要なため、同一作業とならないように工程を組むこと。

更に、工事担当課へ不在時の連絡体制がわかるものを施工計画書に記載又は添付すること。（契約課 HP 記載例参照）

- ・計画通知（建築確認）に係る工事については、監督員の指示を受けた後、当該部分の工事着手をすること。

(4) 設計図書の照査 (仕-1-5) (豊田市工事請負契約約款第 18 条 19 条) (必-2-26~29)

- ・設計図書の照査は、「豊田市設計変更ガイドライン（土木）【統合版】」の「Ⅰ設計変更ガイドライン P36 設計図書の照査について」に基づき行うものとする。
- ・請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号（下記）に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ**提出**し確認を求めること。
 - (1) 設計図書の内容が一致しないこと
 - (2) 設計図書に誤びゅうや脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと
- ・監督員は、これらの確認を請求された場合、又は自らがこれらの事実を発見した場合は、請負者の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。**(約款第 18 条)**
- ・監督員は、請負者の意見を聞き、調査の結果をとりまとめ、調査終了後 14 日以内にその結果を請負者に**通知**しなければならない。

また、これにより必要と認められる場合は、工期もしくは契約金額を変更するとともに、更に請負者に損害を及ぼした場合は、その必要な費用を市が負担しなければならない。**(約款第 18 条)**

(5) 施工計画書 (仕-1-6) (必-2-43~73)

- ・施工計画書は、請負者が設計図書に基づき、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順と工法等について詳細に記載して監督員に**提出**しなければならない
- ・施工計画書は、設計図書に合致し現場条件を反映させたものとし、作成項目や作成内容は設計図書に示されたものを具体化して作成すること。また、受注者はその内容を遵守しなければならない。
- ・当初請負代金が 4,500 万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、(2) (4) (5) (6) (10) (11) の項目を省略することができる。

ただし、つり足場を使用する工事においては(6)を省略しない。**(必-2-44)**
- ・**農地系、林務系については各仕様書及びその参考資料によるものとする。**
- ・施工計画書の内容に**重要な変更**が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

重要な変更とは、①新規工種の追加、②安全管理方法の変更のいずれかに該当する場合をいう。
- ・技術提案した提案書はそのまま施工計画書へ添付せず、技術提案内容を具体的に記載すること。

また、施工方法、出来形・品質・写真管理方法についても、必要に応じ記入するものとする。
- ・施工計画書は、「土木工事現場必携 第 2 章 書類関係 2 - 2 書類作成の手引き」を参考に作成するものとするが、〈作成例〉のとおり記載する必要はない。当該工事の施工に合致した計画書を作成することが必要であり、受注者の独創的な工夫で作成すること。

また、施工計画書作成時における留意事項の一例を以下に示す。

(3) 安全管理 (必-2-50~52)

土木工事標準仕様書 1-1-33 工事中の安全確保に基づき、安全管理に必要な責任者及び安全管理についての活動方針等を記載する。また、下表についても記載が必要なため留意すること。

(参考) 土木工事標準仕様書に示される記載事項

火気の使用を行う場合、その火気の使用場所及び日時、消火設備等	(仕-1-32)
現場責任者を定めた場合、現場責任者が現場に不在の際に、現場の安全管理を司る作業責任者	(仕-1-47)
現場責任者を定めた場合、現場責任者が作業員へ行う安全教育及び注意事項の徹底について	(仕-1-47)
現場代理人を兼務させる場合、労働安全衛生法施行令第 10 条 1 から 4 に掲げる機械の使用又は通行規制を伴う作業では、現場代理人を同時に現場作業させないこと及び作業中の現場に常駐させる内容	(仕-1-48)
現場代理人を兼務させる場合、労働安全衛生法施行令第 10 条 1 から 4 に掲げる機械の使用又は通行規制を伴わずに同時作業を行う場合の各作業の安全対策	(仕-1-48)
同時作業を行う場合、現場代理人をいずれかの現場に駐在させて、1 日 1 回以上、同時作業中の工事現場を巡回させることとし、その内容	(仕-1-48)
公衆災害発生の危険がある箇所チェーンソーによる伐木作業を行う際は、伐採木の生育状況や伐木現場の地形等について事前に調査を行った上で、次の内容	(仕-3-1)

(5) 主要資材 (必-2-55)

- ・主要資材の数量は、設計数量を記入するのではなく、使用材料の本数、個数等を記載すること。(数量は材料を発注する単位程度とする。)

【例】PU-3 側溝 ○○m→ ○○個 (46.3 個は 47 個とする。)

側溝甲蓋も 10.5 枚は 11 枚とする。プライムコート○○m²→○○%。

- ・生コンなど設計図書で指定された品質規格の同等以上のものを使用する場合は、下段()内に設計図書の品質規格を併記すること。

(6) 施工方法 (必-2-56~61)

- ・主要工種について、工事の安全を考慮して施工順序等を記述する。ただし、一般的な施工方法は省略するが、他工事との関係調整、地下埋設物件の対策、用排水調査、官公庁等への手続き、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する措置方法等も必要に応じて記述する。

また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。主要な仮設工は必要に応じて構造計算書を添付する。

- ・具体的な施工方法については、以下のような内容を記載する。

①工事施工上の留意事項

工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等)や主要な工種の施工時期(降雨期、出水・渇水期等)等について記述するとともに、工事施工上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)、関係機関との調整事項について記述する。

また、準備工として工事に使用する工事用基準点・水準点、地下埋設物、地上障害物等に関する防護方法について記述する。

②主要な工種毎の作業フロー

主要な工種毎の作業フローを記載するとともに、図面(平面図、断面図、構造図、概略図)等を活用し、主な使用予定機械を含めて、簡潔に記述する。記載対象は、以下を標準とする。

- ・ 主要な工種
- ・ 特記仕様書で指定された工法
- ・ 土木工事標準仕様書に記載されていない特殊工法
- ・ 特殊な立地条件や関係機関等への対応が必要とされる施工

③工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等

位置図や概要図等を用いて具体的に記述する。また、足場・支保工等の任意仮設及び指定仮設については、必要により構造計算書等を添付する。その他、仮設備として仮設建物、工事材料・建設機械の仮置き場、場内運搬経路、仮排水、安全管理に関する仮設備(工事標示板、立入禁止の柵、立入禁止の標示板等の保安設備)等について記述する。

なお、設計書で積上げ計上された借地の契約を行った場合は、借地契約書の写しを添付する。

- ・ 排水工接続部の補強方法、集水枳等を陸打ちする場合のコンクリート強度及び施工方法、コンクリート構造物の型枠脱型時期、残土を仮置きする場合について記載すること。
- ・ 排水性舗装工においては、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載すること。
- ・ 土木工事標準仕様書の第3編以降における施工計画書に記載しなければならない事項について、当該工種の項目をあらかじめ確認し、施工計画書に具体的に記述すること。

【例】土工における排水処理方法、排水計画及び場内維持について (仕-3-3、3-12)

(7) 施工管理計画 (必-2-62~65) (仕-1-23)

施工管理計画については、施工管理基準及び写真管理基準に基づき、その管理方法について記載すること。なお、施工管理基準及び写真管理基準に定めがない工種または項目については、類似工種を準用する等、あらかじめ監督員と協議の上、決定すること。

(イ) 出来形管理 (ウ) 品質管理 共通事項

- ・ 施工管理基準に基づき当該工事等に必要の測定項目、試験項目等の一覧表を作成する。主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述すること。
- ・ 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとするが、これにより難しい場合は監督員との協議により設定する。
- ・ 規格値が無い工種については、監督職員と協議の上で定めた他の基準や運用を活用し、定量的な管理を実施する。準用した基準は、測定基準に明示する。
- ・ 自社管理基準により管理する場合は、自社管理基準及び自社管理基準の決定根拠等を記載する。
- ・ 社内目標値及び社内規格値を設定する場合、値に収めるための方策、値から外れた場合の原因追及とその対応及び取扱いについて記載する。

(イ) 出来形管理

- ・ 舗装工事におけるコアー採取による厚さ測定位置については、監督員の指示又は承諾が必要。
- ・ 厚さを出来形管理基準及び規格値の測定基準による方法(掘り起こし)以外の方法(水系による方法、レベル測量による方法)で測定する場合は明記すること。
- ・ 不可視部についての測定方法及び測定箇所等を適切に検討すること。

(ウ) 品質管理

- ・舗装工事における現場密度の測定位置については、監督員の**指示又は承諾**が必要。
- ・コンクリートの品質管理について、打設・養生方法、型枠脱型時期の根拠、打設計画図、及び打設時の管理方法等を記載すること。（施工方法のどちらかに記載があれば良い）

(エ) 写真管理

- ・写真管理基準の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。
- ・撮影箇所一覧表の「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(8) 緊急時の体制及び対応 (必-2-66、67)

熱中症における緊急連絡体制を記載すること。（報告体制、重篤化防止に必要な措置の手順等）

(9) 交通管理 (必-2-68、69)

指定された工所用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を記載すること。

(11) 現場作業環境の整備 (仕-1-28～30) (必-2-70)

- ・原則、全ての工事において、熱中症対策についての具体的な実施内容及び期間を記載すること。
- ・設計図書にて現場環境改善対象工事と明示された場合は、標準仕様書の定めに基づき記載する。

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (必-2-71)

次の①～⑧までを施工計画書に添付すること。

- ①【再生資源利用計画書】搬入用（様式 1） 対象：契約金額 100 万円以上の全ての工事
- ②【再生資源利用促進計画書】搬出用（様式 2） 対象：契約金額 100 万円以上の全ての工事
- ③【再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票】 対象：500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事
（建設発生土等の実施要領・様式 4）
- ④建設発生土の受入れ地の関係法令に基づく許可証（民地受入れ地の場合）の写し※
- ⑤残土処理承諾書（民地受入れ地の場合）の写し※ ※土質改良プラントへ搬出する場合は不要
- ⑥廃棄物収集運搬、処理業者の許可証の写し（許可期限切れに注意）
- ⑦廃棄物処理委託契約書の写し
- ⑧運搬ルート図

(13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

- ・完全週休 2 日で発注されている場合は、施工計画時に完全週休 2 日であることを確認すること。

(14) その他：施工計画書作成にあたっての留意点

- ・工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に具体的な実施内容と方法、及びその効果や目的を施工計画書に記述し、所定の様式により工事完成時までに監督員に報告すること。（必-2-106）
- ・遠隔臨場を利用する場合、「豊田市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」第 5 条に規定する事前協議で合意がなされた内容について記載すること。
- ・ICT 活用工事の場合、実施要領に基づき、施工計画書の提出までに「建設 ICT 活用計画書」を提

出し、監督員と協議を行うと共に、実施内容等を施工計画書に記載すること。

- ・熱中症対策に資する現場管理費補正を実施する場合、「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」に基づき、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。
- ・監督員及び請負者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。請負者は、「建設部門ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき、請負者及び発注者間で確認・共有した内容を施工計画書へ記載すること。

(6) 施工体制台帳・施工体系図 (仕-1-9～10) (必-2-74～78、6-92～114)

- ・請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、建設業法第24条の8及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により、全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを現場着手前に監督員に提出すること。
- ・提出する施工体制台帳とは、再下請負通知書と作業員名簿（元請・下請け）を含むものをいう。
- ・ポンプ車による生コン打設、クレーンによる組立作業等は施工体制台帳の作成が必要。(必-6-93)
- ・請負者は、施工体制台帳に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督員に提出すること。
- ・工事現場に備える施工体制台帳には、下記の書類を添付すること。(提出する必要はない)
 - (1) 豊田市と元請業者との契約書の写し
 - (2) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者証の写し
 - (3) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
 - (4) 専門技術者の資格及び雇用を証する書面（配置が必要な場合）
 - (5) 監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面（配置する場合）
 - (6) 下請負契約書（注文書・請書でも可）の写し
 - (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請人との契約書の写し
- ・契約書には、建設業法第19条1項に規定する16項目全てを記載すること。また、見積書の内訳は、材料費、労務費、適正な施工に不可欠な経費の明示に努めること。（〇〇工1式は不可）

(参考) 契約書に記載しておかなければならない重要事項 16 項目

①	工事内容
②	請負代金の額
③	工事着手の時期及び工事完成の時期
④	工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
⑤	請負代金の全部又は一部の前払金又は出来型部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
⑥	当事者の一方から設計変更・工事着手の延期・工事の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額に変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑦	天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及び其の額の算定方法に関する定め
⑧	価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
⑨	工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑩	注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪	注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡の時期
⑫	工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑬	工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑭	各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑮	契約に関する紛争の解決方法
⑯	その他国土交通省令で定める事項

(7) 特定建設作業実施届出書 (騒音規制法第 14 条) (振動規制法第 14 条) (県条例第 46 条)

- ・特定建設作業に該当する工事については、特定建設作業実施届出書を提出のうえ、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を遵守すること。
- ・届出書は、特定建設作業を開始する 7 日前(実質 8 日前)までに、市(環境保全課)に提出すること。
(支所区域の特定建設作業は各支所でも可)。
- ・「あいち電子申請・届出システム」を利用して提出された特定建設作業実施届出書の写しを監督員に提出する際は、以下の書類を添付すること。
 - ① システムから送信される「受理確認メール」の写し(受理日、受付番号が記載された書類)
 - ② 届出の内容(期間、使用機械等)を証する書面の写し(システムから出力した書類等で可)
- ・特定建設作業が、その作業を開始した日に完了するものは、届出が不要。
- ・期間変更があった場合は、届出をした本庁又は支所の窓口にて事前に手続きをすること。
(期間内に手続きできなかった場合は、遅延理由書が必要)
- ・詳しくは、環境部環境保全課(0565-34-6628)に問い合わせること。

(8) 契約金額内訳書 (仕-1-5) (必-2-94) (豊田市工事請負契約約款第 3 条) (豊田市 HP)

- ・請負者は、契約金額内訳書を作成し、工事請負契約締結後 1 4 日以内に監督員を通じて発注者に提出することとし、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定事業主負担額を明示すること。
- ・監督員は法定事業主負担額が予定価格に占める法定福利費の 1/2 以上であることを確認すること。

(9) 工事材料 (仕-2-1~) (必-2-90~94)

- ・アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを事前に監督員に提出することにより、材料の試験結果、配合設計、基準密度の決定等の書類を省略できる。(仕-3-106)
- ・プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料は製造後 60 日、塗料は製造後 12 ヶ月(ジンクリッチペイントは製造後 6 ヶ月)を経過した場合、原則使用してはならない。(品質確認が必要)
- ・追加工事(資材の追加)が指示された場合は、使用前に追加材料を提出すること。また、カタログ等においては、使用する材料に目印をつけること。
- ・一覧表と添付資料が整合しているか確認すること。(インデックス等で見やすく整理すること)

(10) 労災保険証書 (仕-1-46) (必-1-13、6-95、6-116)

- ・監督員は、掲示物(労災保険関係成立票)により確認すること。

- ・請負者は、**工事作業員の身体障害を填補することを目的とする法定外の労災保険**に加入すること。

(11) 建設業退職金共済掛金収納書 (仕-1-47) (必-2-79、6-115)

- ・請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その**掛金収納書（発注者用）**を**工事請負契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式の場合は、40日以内）**に発注者に**提出**すること。
ただし、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合には、あらかじめその理由及び共済証紙購入予定を書面にて提出すること。
- ・**工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。**
- ・原則として当該工事ごとに購入するが、他工事等において購入した共済証紙の残数が明らかな場合は、監督員と打合簿による協議のうえ、その使用を認めるものとする。

(12) 残土処理承諾書

- ・第三者の土地に残土を搬入する場合は、法的許可（農地転用等）を受けている土地か確認し、必ず残土処理承諾書を取り交わし、許可書及び承諾書の写しを現場着手前に**提出**すること。
- ・承諾期間内に工事が終了しない場合は、承諾期間の延長をすること。
- ・土質改良プラントへ搬出する場合は、提出の必要ありません。

(13) 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書 (仕-1-13) (必-1-13、2-71)

(建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領)

- ・契約金額100万円以上の全ての工事が対象で、コブリス・プラスで作成すること。
- ・再生資源利用（促進）計画書は、**施工計画書に含め**現場着手前に**提出**すること。
- ・請負者は、法令に基づいて以下に該当する場合は、**工事現場において**再生資源利用（促進）計画書及び確認結果票を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

揭示対象工事

指定副産物（土砂500m³以上、Co殻・As殻・建設発生木材の合計が200t以上）を搬出、または建設資材（土砂500m³以上、碎石500t以上、加熱As混合物200t以上）を搬入する工事

- ・元請業者は、500m³以上の建設発生土を搬出入する工事において、土砂受領書の請求・交付と再生資源利用促進計画作成に係る建設発生土搬出前の確認を実施すること。
- ・元請業者は、「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について（国土交通省・環境省 事務連絡）」に基づき、**確認結果票（様式4）**を作成して発注者に提出すること。
また、確認結果票とともに土壌汚染対策法等手続の確認フローを**記録・保存**すること。

(14) 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 (仕-1-14) (必-2-71、6-598)

(建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領)

- ・記載内容、数量等は、**実際の処理に合わせて**記入すること。（マニフェスト管理台帳と整合する）
- ・あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表の提出は必要ありません。
- ・監督員は、コブリス・プラスにて内容を確認し、**エラーがないことを確認**すること。

※監督員は**工事完成後、実施書を確認し修正等がなければ、コブリス・プラスにて『確認済みにする』をクリックすること。**

(入力時における注意事項)

- ・生コンクリート B B を使用した場合、小分類コードで“5. 再生生コン（その他再生材）”を選択し、再生材の割合を 100% とすること。
- ・無筋コンクリート二次製品を使用した場合（再生材使用無）は、コンクリート欄に小分類コード“6. 無筋コンクリート二次製品（バージン骨材）”を選択して入力すること。
- ・再生アスファルト合材で豊田市渡刈クリーンセンター溶融スラグ入り合材を使用した場合、規格欄に「溶融スラグ入り」と明記すること。
- ・建設発生土の現場内流用の数量を記入すること。
- ・設計書に記載されていない廃棄物についてもマニフェストの数量のとおり記載すること。

(15) 建設廃棄物処理関係許可書 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則)

- ・収集運搬業者、中間処理業者の許可書の写しを現場着手前に**提出**すること。
収集運搬業者については、発生地と処分地両方の都道府県知事等の許可書が必要。
- ・許可品目及び許可期限が適正か確認すること。

(16) 建設廃棄物処理委託契約書 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則)

- ・収集運搬業者、中間処理業者との委託契約は必ず行い、契約書の写しを現場着手前に**提出**すること。
- ・工事名、排出場所、委託期間、積替保管の有無、数量、単価、合計予定数量、合計予定金額、**必要な情報（性状及び荷姿等）**、処分先 No（許可番号）等、必要事項は必ず記入すること。
- ・工期延長等で当初の委託契約期間で対処できない場合は、**覚書又は再締結**すること。
- ・産業廃棄物における収集運搬及び処分の再委託は原則禁止。やむを得ない場合は、再委託基準を遵守し、再委託承諾書にて必要事項を記載のうえ承諾し、その写しを承諾した日から 5 年間保存する。
- ・委託契約書は、建設廃棄物処理関係許可書を取得している代表者が締結するものであるが、社内の代表者以外の者が締結している場合は、**代表者から契約締結権限を委任している手続きを証明する書類を委託契約書と合わせて監督員に提出**すること。

(17) コリンズ (CORINS) の作成・登録 (仕-1-7) (必-2-18)

- ・コリンズの登録手順、登録対象事由及び登録期限は、原則として以下のとおりとする。
 - ① 請負者は、コリンズ登録システムから実績データを作成して監督員にメール送信にて通知
 - ② 監督員は、原則として登録内容確認システムで内容を確認し、結果を登録
 - ③ 請負者は、監督員の確認後（コリンズからメール発信）に実績データを登録
 - ④ 監督員は、登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認
 - ⑤ 監督員は、期限内に登録されていることを確認し、プロセスチェックシートに確認日を記載
- ・請負者は、登録内容確認書を検査時に検査員から求められた場合は提示すること。

請負代金額	必要となる登録	摘 要（登録申請の期限）
・500 万円以上	受注時	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
・500万円未満から	変更時※	変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

500万円以上に 変更契約された場合	完成時	工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
	訂正時	適宜

※変更登録は、工期、現場代理人、監理技術者等を変更する場合に行う。

契約金額のみの変更登録は、4,500 万円未満から 4,500 万円以上、4,500 万円以上から 4,500 万円未満及び、500 万円未満から 500 万円以上、500 万円以上から 500 万円未満の場合に行う。
500 万円未満となっても登録の抹消は不要。

(18) 安全管理（工事中の安全確保）（仕-1-25～30）

- ・請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、書面及び写真等に記載するとともに、記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合や工事完成時に提示しなければならない。
- ・災害防止協議会を設置し、月 1 回実施すること。（下請負業者が 1 社でもあれば実施すること）。
- ・請負者は、特記仕様書に明示されている事故防止重点対策について、的確に実施するとともに、実施状況を書面にて監督員に提示すること。また、検査時に提示すること。

(19) 環境対策（仕-1-31～33）（必-2-69）

- ・セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント系固化材を、攪拌混合を行う土質を使用する場合は、以下によるものとする。
 - ① セメント及びセメント系固化材を使用する場合は、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施しなければならない。（必-6-685 六価クロム溶出試験実施要領（案））
 - ② 配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（環境庁告示第 46 号、平成 3 年 8 月 23 日）を超える場合は、基準内に納まるよう設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(20) 交通安全管理（仕-1-35～39）（必-2-68、69）

- ・請負者は、建設機械、資材の運搬にあたり、一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両緒元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載すること。

一般的制限値

車 両 の 諸 元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m
長 さ	12.0m
高 さ	3.8m（但し、指定道路については 4.1m）
重 量	
総 重 量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸 重	10.0t
隣 接 軸 重 の 合 計	隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18t （隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20t
輪 荷 重	5.0t
最小回転半径	12.0m

- ・請負者は下記によりダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。（仕-1-39）

(21) 事故報告書 (仕-1-32)

- ・請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、人命救助及び二次災害の防止を第一として必要な措置を講じるとともに、直ちに監督員に連絡すること。また、監督員が指示する期日までに状況、原因等を取りまとめ報告書を提出すること。

工事担当課は「豊田市公共工事事故対応マニュアル(情報 DB・豊田市 HP)」に従い、建設技術管理連絡会(事務局：技術管理課)へ直ちに連絡すること。

(22) 工事完成届・工事指定部分完成届 (仕-1-22) (必-2-111) (豊田市契約約款第 33、40 条)

- ・請負者は、工事完成届または工事指定部分完成届を提出する際には、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 設計図書に示されるすべての工事または指定部分に係るすべての工事が完成していること。
- ② 契約約款第 17 条に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- ③ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。(提出書類一覧表を作成し提出)
- ④ 最終変更契約を締結していること(電子契約の場合は請負者の署名がされていること)。または指定部分に相応する契約金額に関する協議がなされていること。

(23) 実施工程表 (必-2-46~48、2-62、3-1)

- ・工期の 1/3 を経過した時点で全体工程管理にマイナス 20 ポイントの差異が生じた場合は、改善策を講じ、変更実施工程表を監督員に提出すること。工期延期、工種の変更、追加時にも見直しすること。

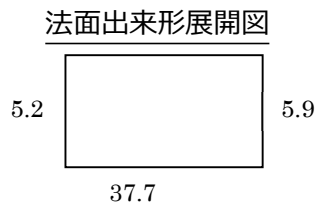
(24) 出来形管理 (仕 1-24) (必-2-62~63、3-2~3-3、3-8~3-14) (施工管理基準)

- ・請負者は、出来形管理基準に基づいて作成された施工計画書を遵守し、契約図書を満足させること。また、監督員は施工計画書の記載内容が適正であることを検証し、履行状況を確認すること。
- ・ICT 活用工事の出来形管理は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)：国土交通省」によるものとする。
- ・総括表の設計値は、設計書の数値ではなく、数量計算表等の具体的な設計値を記入すること。また、設計図書で数量及び単位が 1 式として計上されている工種についても具体的に記載とすること。
- ・総括表の工種、種別、細別は設計書の内訳によることとし、原則として工事目的物の出来形計測をしているものについて記載する。(土工・作業土工、任意仮設については記載不要)
ただし、指定仮設(締切工、交通誘導警備員等)、取壊し工(処理量)、建設発生土(処理量)、間接工事費(技術管理費等)については、適正処理の確認等のため記載すること。
※土工のみ、取壊し工のみ等の工事のように、その工種が工事目的物となる場合は記載内容を監督員と協議する。
- ・出来形図は、設計図面に設計値と対比し出来形を朱書きすることを原則とする。
- ・出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目は、測定結果一覧表の作成を省略できる。測定数が 15 点以上の場合、測定結果総括表、出来形管理図表を作成すること。
- ・区画線の厚さ及び幅は、線種毎(色違いを含む)に 1 ヶ所テストピースにより測定する。
なお、単独市費工事に限り、100m 未満の線種については、テストピースによる測定を省略できるものとするが、幅は代表カ所の実測にて管理すること。

●測定時の留意点（土木工事数量算出要領 1-1-2, 3）

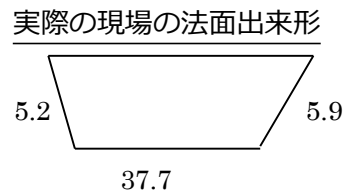
- ・舗装面積等の展開図は、出来形数値が実際の面積より過大となる計算とならないよう注意すること。

【例】



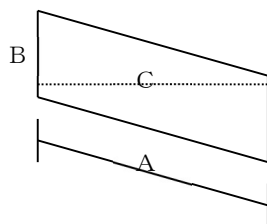
$$(5.2 + 5.9) \div 2 \times 37.7$$

計算式が正しいとすると、展開図の記載が不適切



現場の面積は、左の計算式から得られる値と異なる

舗装面積展開図



$A \times B$ は間違い

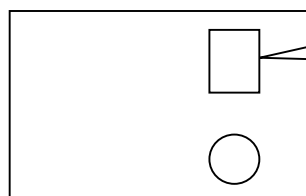
$C \times B$ が正しい

平行四辺形でなければ、ヘロンの公式で求める

※土木工事数量算出要領より、面積の計算は数学公式及び3斜誘致法等による算出を原則するが、CAD ソフトによる算出結果について、適宜結果の確認したうえで適用できる。

- ・舗装面積控除部分の根拠となる寸法等を示すこと。

【例】

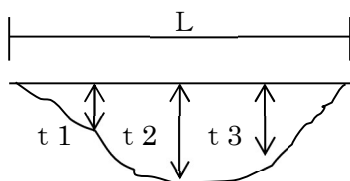


この控除部分が〇〇㎡という表示だけでは不十分
〇〇㎡の根拠となる寸法等を示すこと

※舗装に囲われた1ヶ所1.0㎡未満の構造物等の面積は控除しなくてもよいこととする。

- ・オーバーレイ平均厚の計算に不適切な部分が多々あるので注意すること。

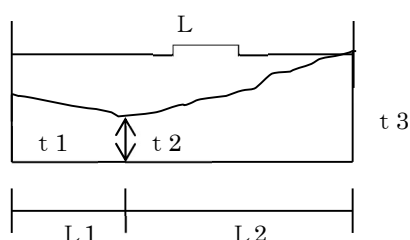
【例】オーバーレイ平均厚



平均厚の計算で、
 $(t1 + t2 + t3) \div 3$ は間違い
4 スパンの側点が等間隔の場合、
 $(t1 + t2 + t3) \div 4$ が正しい
断面積は
 $(t1 + t2 + t3) L \div 4$ となる

- ・舗装工事で、すき取り土量の計算に不適切な部分が多々あるので注意すること。

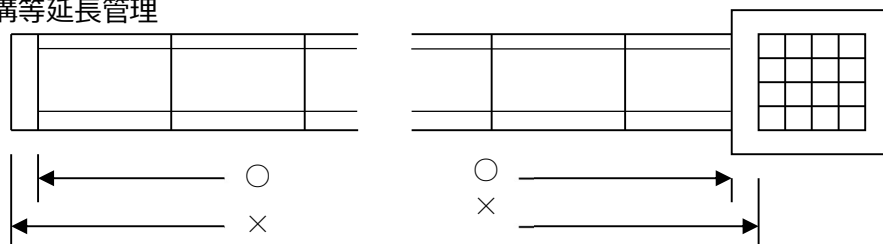
【例】すき取り土量



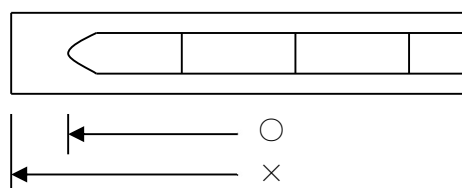
すき取り土量断面積の計算で、
 $(t1 + t2 + t3) L \div 3$ は間違い
 $(t1 + t2) L1 \div 2$
+ $(t2 + t3) L2 \div 2$ が正しい
 $L1 = L2$ の場合
 $(t1 + 2 \times t2 + t3) L \div 4$ となる

- ・側溝等の延長管理は適切な位置で管理すること。

【例】側溝等延長管理



【例】歩車道境界ブロック延長管理



(25) 品質管理 (仕-1-24) (必-2-64、3-4~3-5) (施工管理基準-2、143~)

- ・請負者は、出来形管理基準に基づいて作成された施工計画書に遵守し、契約図書を満足させること。
また、監督員は施工計画書の記載内容が適正であることを検証し、履行状況を確認すること。
- ・測定数が15点以上の場合には、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表を作成すること。
- ・「公的機関等」については、現場必携の一覧表を参照すること。(必-6-698~700)

○セメント・コンクリート（転圧・覆工・吹付コンクリートを除く）(施工管理基準-143~151)

- ・コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験及び空気量測定は、1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回※実施する。

※標準仕様書表1-2施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。なお、表に示す重要構造物とは以下の工種である。(仕-1-20)

函渠工（樋門・樋管含む）、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁工、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

- ・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。または、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。(監督員と協議のうえ選定すること) 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合には、50m³ごとに1回の試験を行う。

※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。

（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸（基礎コン含む）、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）

○アスファルト舗装工 (施工管理基準-163~)

- ・As混合物の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された3個のマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とするが、以下については試験を省略できる。

①事前認定審査を受けたAS混合物において、認定書の写しを事前に監督員に提出する場合。

- ②小規模工事の基層・表層用の混合物において、実績[※]や定期試験の試験結果を提出する場合。
- ③その他、実績[※]や定期試験で基準密度が求められている結果を監督員が承諾した場合。

※実績とは、過去1年以内にプラントから生産され使用したことをいう

- ・橋面舗装はコア採取せず、As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
- ・舗装工事の現場密度の測定位置は、監督員の承諾を得なければならない。（施工管理基準-1）

○舗装工事のコア採取位置の選定方法（必-6-423～431）

- ・コアの採取する方法は無作為を原則とし、一般的には乱数表を使用して決めるものとするが施工幅が極めて小さい場合はこの限りではない。また、コア採取箇所図を添付すること。
- ・舗装構成毎の合計面積でとらえること。（配合、舗装厚、アスファルト安定処理路盤厚）
ただし、歩道舗装（歩道＋乗入れ歩道）のコア数については、歩道＋乗入れ歩道の合計でとらえること。（例：合計3個の場合（歩道2個＋乗入れ1個）

（26）写真管理（必-2-65）（写真管理基準）（必-3-5～3-7）

- ・工事写真は以下の場合に省略するものとする。（写真管理基準-2）
 - ① 品質管理写真について、公的機関等で実施された品質証明書を保管整備できる場合は省略する。
 - ② 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
 - ③ 監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略。臨場時の状況写真は不要。

（27）工事記録（必-2-107）

- ・具体的な作業内容については、自社で使用している日報等（任意様式）に記録すること。
なお、監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。

（28）水替記録

- ・工事記録とは別に、機器の規格、設置・撤去状況が確認できるよう整理すること。
- ・河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に当該管理者に届出あるいは許可を受けていること。

（29）安全教育及び安全訓練（仕-1-25～31）

- ・安全・訓練等の実施報告書および安全巡視日誌は、監督員から提示を求められた時、別途、確認できる資料が整理されていればよく、提出を要しない。
- ・作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することができる。

（30）交通誘導警備員（警備日報）（仕-1-38）

- ・請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には交通誘導警備員を配置し、その配置位置及び条件を施工計画書(9)交通管理に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ・請負者は、特に指定された場合を除き、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業

法改正以降の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格者) とすること。

- ・愛知県の指定路線を除き、請負者は有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者として行うことができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに提示するものとする。
- ・配置人数の総括表（有資格者の有無別明記）を工事完成時に提出し、実績を証明する伝票等は監督員から請求があった場合に速やかに提示すること。なお、有資格者はマーカー等で印をつけること。
（有資格者…交通誘導警備員 A 無資格者…交通誘導警備員 B）

(31) 産業廃棄物及び残土処理の管理 (仕-1-13)

- ・マニフェスト管理台帳には、全ての産業廃棄物を対象として記載すること。
- ・土質改良プラントから発行される伝票やその他建設発生土の伝票は、監督員から請求があった場合に提示し、工事完成時に集計表を提出しなければならない。
なお、伝票が発行されない場合については、運搬記録等で搬出土量を管理すること。

(32) 建設副産物 (仕-1-13~14) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

- ・請負者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物が紙マニフェストまたは電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- ・請負者は、産業廃棄物及び指定副産物について、自らの責任において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すると共に、処分する際、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用する場合は、A 票・E 票を完成検査時に検査員に提示しなければならない。
- ・請負者は、マニフェスト管理台帳（所定様式に合計も記入）を作成し、監督員に提出しなければならない。（電子マニフェストの場合も同様とする）
- ・廃棄物を一時保管する場合は、日数と場所に関わらず保管基準に従い、囲いと規定の大きさの看板を設置すること。また、100 m³以上の保管場所を設ける場合は、保管を開始しようとする 14 日前、保管を廃止する日から 30 日以内までに届出が必要となる。

(豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例第 16 条及び規則第 16 条)

- ・マニフェストの数量の記載方法は、原則として処理施設による計量値を記載すること。計量できない場合は、ダンプの自重計による実測、実測できない場合は容積からの換算数量等で記載すること。
- ・マニフェスト交付の日から B 票・D 票は 60 日、E 票は 180 日を過ぎても最終処分終了の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を確認し、行政に報告するなど必要な措置を講ずる。
- ・不適正処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載等があれば、措置命令の対象となります。また、罰則を受けることがある。
- ・詳しくは、環境部廃棄物対策課（0565-34-6710）に問い合わせること。

(建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領)

○500m³以上の建設発生土（土砂）を搬出する工事

- ・建設発生土の搬出先から土砂受領書（様式 1）の交付を得ること。なお、個人の土地（民地）に搬出する場合は、個人名（土地の所有者）に交付を求め、市管理の土地に一時堆積する場合は、事業課の決裁で豊田市長名にて交付すること。

- ・搬出元と搬出先が同一の者である場合は、土砂搬出及び受領証明書（様式 2）を作成すること。
- ・搬出先から受領書の交付が得られない場合は、搬出記録票（様式 3—1）を作成すること。
- ・令和 6 年 6 月 1 日以後に契約締結した工事は、最終搬出先記録票（様式 3—2）を作成すること。
ただし、次の①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- ・請業者は、搬出前に確認結果票（様式 4）を作成し、再生資源利用促進計画書とともに発注者に提出・説明し、公衆の見えやすい場所へ掲示すること。詳細は、参考資料「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について（国土交通省・環境省 事務連絡）」によること。
- ・請業者は、建設発生土を運搬する者に確認結果を通知すること
- ・様式（1～4）及び再生資源利用（促進）計画書（実施書）は、工事完成日から 5 年間保存する。

(33) 使用材料等の実績

- ・コブリス・プラスにて作成する再生資源利用実施書の使用量の入力値に間違いがないか使用材料等の納入伝票等と照らし合わせて確認すること。
- ・盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあつては、それぞれの使用数量を確認できるようにしておくこと。（[仕 3-6](#)）
- ・材料の空袋、空缶は、全体の数量が確認できるように通し番号を付す等の工夫をすること。

(34) 監督員による確認及び立会等 [（仕-1-14～15）](#) [（必-2-93～97、3-20～24）](#)

- ・確認方法を遠隔臨場とした場合は、その証拠として、遠隔臨場実施状況をスクリーンキャプチャした静止画像データを保存し、工事完成時に提出すること。また、監督員は段階確認報告書等の確認方法欄に「遠隔臨場」と記載すること。（[豊田市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領第 7 条](#)）
- ・帳票様式については、原則としてあいち建設情報共有システムの様式とし、「引用提出」機能により処理し、工事完成時に最終版を監督員に提出すること。（[愛知県情報共有運用ガイドライン](#)）P17、18）

段階確認

- ・請負者は、[標準仕様書（1-16～19）](#)に記載された段階確認一覧表に示す確認時期において段階確認を受けなければならない。
- ・段階確認が完了しないと施工の続行が出来ず、工事の工程に影響を及ぼす可能性があることから、計画的な確認を行うよう受注者・発注者とも留意すること。
- ・段階確認報告書に添付する資料は、請負者が作成する出来形管理資料に、監督員等が確認した実測値を書き加えたものとする。
- ・完成時不可視になる施工箇所等は、なるべく監督員が確認すること。
- ・土木工事仕様書の段階確認に記載のない「空洞コンクリートブロック積控壁」を含む工事について

は、「鉄筋の組立て完了時」と「配筋状況」の項目を追加すること。なお、空洞コンクリートブロック積壁を含む工事は、最初の施工箇所において段階確認を行うこと。

施工状況把握

- ・請負者は、**標準仕様書（1-20～21）**に記載された施工状況把握一覧表に示す施工時期の予定等を記載した施工状況把握報告書を施工計画書に添付し、監督員に**報告**しなければならない。

なお、**施工状況把握は、原則として臨場とする。**

(35) 履行報告 (仕-1-24) (必-2-98)

- ・前月までの履行状況を、毎月 5 日までに実施工程表により監督員に**報告**すること。
- ・報告は、**工事着手の月から工事完成月の前月まで**とする。

（工事着手日：本体工事または仮設工事が実際に開始された日を言い、本体工事とは工事目的物の施工に直接関わる作業であり、資材搬入や仮囲い設置などの準備作業は含まれない。）

（例：完成日 3 月 20 日の場合は、2 月の履行報告書**まで提出が必要**）

- ・**現場責任者については、履行報告の適用除外とする。**
- ・全景または代表部分の工事進捗状況写真を実施工程表に添付すること。**(写真管理基準-4)**

(36) 施工手続き

工事打合せ簿

- ・工事等の各施工段階の手続きは、書面により行うこと。なお、書面とは工事打合せ簿等の伝達物を行い、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。**(仕-1-3)**
- ・特に現場が中止するような案件や請負者への早期回答が必要な案件等は、速やかに回答するように発注者と請負者で打合せ（Web 会議含む）で意思疎通を図る等、円滑な工事執行に努めること。
- ・工事打合せ簿等の書面は、「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき作成すること。
- ・情報共有システム利用する工事における電子納品の対象書類は、「愛知県情報共有運用ガイドライン」の「**p.24 表 3-6 電子納品の対象範囲**」を基に受発注者間の事前協議により決定すること。

材料確認

- ・工事材料の品質を証明する資料（試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書）及び、設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果を、監督員または検査員から請求があった場合、請負者は提示する。これらの書類は、工事**完成時**に提出する。

標準仕様書において試験を行うこととしている主な工事材料	試験内容	公的機関等での試験	摘 要
鋼 板 (JIS マーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	機械試験	—	第 4 編第 4 章水門 4-3-2 材料 第 4 編第 5 章 堰 5-3-2 材料 第 6 編第 1 章砂防堰堤 1-3-2 材料 第 7 編第 4 章鋼橋上部 4-3-2 材料 第 7 編第 8 章鋼製シェッド 8-3-2 材料 第 7 編第 15 章道路修繕 15-3-2 材料
鉄筋コンクリート用棒鋼(JIS マーク表示品以外)	機械試験(引張試験)	要	第 2 編第 1 章第 2 節工事材料の品質 第 7 項
ポストテンションの PC 鋼線・PC 鋼棒 (JIS マーク表示品以外)	機械試験(引張試験)	要	第 2 編第 1 章第 2 節工事材料の品質 第 8 項

セメントコンクリート製品 (あいくる材を除いた JIS マーク 表示品以外)	性能試験(曲げ試験等)	—	第 2 編第 1 章第 2 節工事材料の品質 第 9 項 (使用量が「一定量」未滿、かつ、特記仕様書に 性能試験が明示されていない場合は省略可)
レディーミクストコンクリート	強度試験(σ_7 、 σ_{28})	要(σ_{28})	第 3 編 2-3-2 工場の選定 第 4 項 品質管理基準及び規格値 p148
フレア溶接継手の施工前試験	機械試験(引張試験)	要	土木学会 鋼溶接・継手設計 (令和2年3月) p145
「品質管理基準及び規格値」において 種別「材料」に関する試験を行う こととしている工事材料	「品質管理基準及び 規格値」による	同 左	「品質管理基準及び規格値」の「試験成績表等」に よる確認に該当する試験項目を除く

- ・標準仕様書において試験を行うこととしている主な工事材料は **(必-2-92)** の下表のとおり。
- ・材料確認は監督員が臨場すること。
- ・設計図書で監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、工事材料を使用するまでに材料確認書を提出すること。なお、材料確認書の様式は **(必-2-94)** を参照のこと。

(37) 公共工事における環境配慮指針

- ・公共工事における環境配慮指針に準拠した工事の施工に心掛けること。
- ・計画・設計段階で明記されていない取組を請負業者側が施工計画書に記載し、実施を行い環境保全に大きく貢献した場合は、内容に応じて工事成績評定に加点(上限2点)される。**(指針参照)**
ただし、施工計画書に明記し取組状況を監督員等が現場で確認、又は書面で確認できた場合に限る。

2 工事写真の注意点

(1) 整理の仕方 (写真管理基準-1) (必-3-6)

- ・ I C T 活用工事の出来形管理を行った場合の出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、愛知県の定める「I C T 活用工事(〇〇工)実施要領」の規定によるものとする。
- ・ 工事写真は、次のように分類する。(現場必携「工事写真の分類と整理」も参照のこと)
分類・箇所(複数の場合)・工種・名称ごとにフォルダにまとめて整理すること。
- ・ 黒板のないもの、黒板記事の訂正、補足を必要とする場合は、説明欄に記入すること。
- ・ 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。
- ・ 1 契約で工事箇所・路線が複数の場合は、箇所・路線毎に整理すること。

(2) 着手・完成

- ・ 1 つのフォルダに着手前、完成写真を**対比できるように**格納すること。
- ・ 着手前、完成は撮影位置を合わせる。また、写真の縦、横にも注意すること。

(3) 保安施設等 (建設業法等) (仕-1-14、1-34、1-46) (必-1-13、2-50、2-64、等)

- ・ 下表の許可票等の掲示状況や掲示場所が分かる写真を撮影し整理すること。(必-1-13)

掲示するもの	掲示場所	対象工事
建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見やすい場所 (縦 25cm 以上×横 35cm 以上)	全ての工事
施工体系図 (変更の都度貼り替え)	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所 ※ 1 箇所 で 2 つの目的が達成できれば 1 箇所 でよい	下請負契約を締結した場合
再下請負通知書の 提出案内	工事現場の下請負人の見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事
建設リサイクル法通知済 ステッカー	工事現場の標識など公衆の見やすい場所	ステッカーを監督員から受領した 工事
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	公衆の見やすい場所	一定規模以上 ^{※1} の指定副産物を搬出、 および建設資材を搬入する工事
再生資源利用促進計画の 作成に伴う確認結果表	公衆の見やすい場所	500m ³ 以上の建設発生土を搬出 する工事
労災保険関係成立票	労働者の見やすい場所 (縦 25cm 以上×横 35cm 以上)	全ての工事
建設業退職金共済制度適用 事業主工事現場の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する 工事
作業主任者一覧表	関係労働者の見やすい箇所	作業主任者を選任しなければ ならない工事
解体等工事の事前調査結果 (大気汚染防止法)	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所 ※ 1 箇所 で 2 つの目的が達成できれば 1 箇所 でよい	橋梁塗装・石綿管撤去工事 建築物等の解体作業等を伴う工事
緊急時の連絡系統図 避難経路を含む緊急避難場所	工事現場の見やすい場所	
熱中症における緊急連絡体制	工事関係者が見やすい場所	原則として全ての工事 [※]

※1 再生資源利用(促進)計画書の掲示は、下記の1～2を満たす場合に実施すること。

- 1 指定副産物(土砂 500m³以上、Co 殻・As 殻・建設発生木材の合計が 200t 以上)を搬出する工事

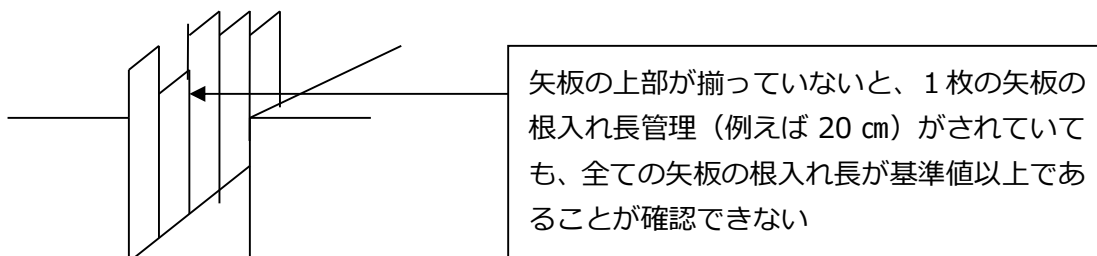
- 2 建設資材（土砂 500m³以上、碎石 500t 以上、加熱 As 混合物 200t 以上）を搬入する工事
- ※2 明らかに WBGT が 28 度以上又は気温が 31 度以上とならない期間での作業を行う工事においては対象外にできる。
- ・ 工期変更があった場合は、工期変更後の工事標示板及び工事掲示板を忘れずに撮影すること。
 - ・ 夜間における保安設備、工事看板等、状況写真を撮影すること。

(4) 測点管理

- ・ 事前に撮影方向、測点等を十分検討し、方向違い、管理測点の欠落に注意すること。
- ・ 黒板の測点間違い、丁張 No.と黒板の No.が合致しないということがないよう注意すること。
- ・ **舗装の路盤、基層、表層厚の管理において、管理測点は必ず同位置にすること。**
（丁張がない場合は、側溝にポイントのわかるシールを貼るなど工夫すること。）
- ・ 擁壁工、ブロック工等 40mに満たない場合は 1 施工箇所につき 2 断面の出来形管理が必要であるが、写真撮影は 1 断面とする。
- ・ **出来形管理表と測点名を合わせておくこと。**

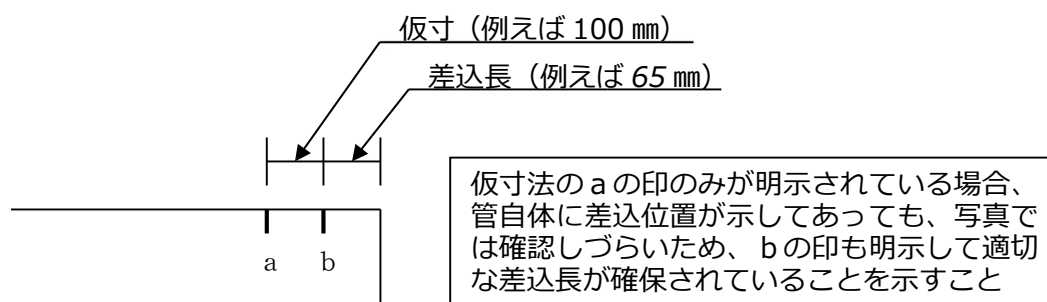
(5) 計測・施工状況

- ・ 黒板の記載においては、具体的な工種、材料がわかるように記載すること。
（例：側溝工→PU3 型 300、乳剤散布→プライムコート散布、タックコート散布 碎石→R C-40、M-25 等）
- ・ **不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう撮影すること。**
- ・ 寸法計測において、テープのたるみ、スタッフの傾きに注意すること。
- ・ 構造物の高さを計測する場合は、ゼロ点を確認できるように工夫すること。
- ・ **鉄筋のかぶり寸法は、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離とすること。**また、スパーサーブロックの 1 m²当りの構造物の側面及び底面の設置個数を撮影すること。
- ・ アンカー等の削孔長が**確認**できるように撮影すること。また、写真だけでは**実測値**が不明確な場合は、監督員に立会いを求めること。
- ・ 仮設における矢板の根入れ長、腹起し・切梁等の部材寸法、設置間隔、高さ等を撮影すること。
（出来形管理は枚数で行うこと）



- ・ 土留め施工（施工状況や打込み完了）の確認ができるように撮影すること。
- ・ 盛土転圧、埋戻転圧は、各層ごとに厚さがわかるよう管理し、**転圧はローラーマークがない状況**を撮影すること。また、転圧状況全体が写るように考慮すること。
- ・ **硬化したコンクリートの打ち継ぎ目の処理（レイトンス除去等）状況を撮影すること。**

- ・ **コンクリートの打設状況および養生状況を撮影すること。**また、コンクリート打設高が施工計画書の記載通りに管理されている状況が分かるように撮影すること。
- ・ 舗装の乳剤散布においては、全面を均一に施工していることが確認できる写真を撮ること。
また、既設舗装断面及び隣接構造物側面へ塗布写真も撮影すること。
- ・ コアー抜き状況（排水処理も含む）の写真を撮影すること。
- ・ オーバーレイの平均厚さ測定においては、その根拠となる写真を撮影すること。
- ・ 植生ネット等の施工においては、アンカーピン等の単位面積当り施工本数が確認できるよう撮影すること。
- ・ **僅かな工種でも確実に一連の管理、状況写真を整理すること。**
- ・ **不可視部分及び仮設等の施工状況写真や出来形管理写真は忘れずに撮影すること。**
なお、空洞コンクリートブロック積の控壁を含む工事については、写真で配筋状況が確認できるようにすること。
- ・ 雑工においても状況写真の不備がないようにすること。
- ・ 側溝等の二次製品据付状況は、敷モルタル、吊り込み、目地モルタル等の施工状況も撮影すること。
- ・ 側溝、管渠等の接続に伴う補強状況は、**必ず撮影すること。**
- ・ 管工事において、パッキンの施工、滑剤塗布状況及び差込長の確認ができるよう撮影すること。
なお、差込長の管理値が違ってないか注意すること。**また、塩ビ管の接着状況を撮影すること。**



- ・ 人孔の施工においては、マンホールジョイント、コーキング等の施工状況を撮影すること。
また、インバートコンクリート打設後の写真も撮ること。
- ・ 擁壁等の吸出し防止材の施工状況を忘れずに撮影すること。
- ・ 掲示板等の掲示内容が確認できるように撮影をすること。

(6) 品質管理・検収

- ・ 材料検収写真は、製品の品質を保証する意味からも重要である。形状寸法等が分かるように品目ごとに 1 回撮影すること。また、JIS マークや規格の刻印も合わせて撮影すること。
- ・ **プルーフローリング等**写真のみでは確認しづらいものについては、**監督員に立会い**を求めること。
- ・ 舗装の温度管理においては、舗設時に管理ポイントが判別できるようにし、**温度（到着温度、舗設温度）**が確認できるように撮影することとし、舗設時は監督員に立会いを求めること。
- ・ 水抜き管(設計の長さに切断された状態)、吸出し防止材の材料検収も忘れずに行うこと。

- ・塗装の使用済み缶は、横にして中が確実に空であることが分かるように撮影すること。
また、空袋、空缶は、全体の数量が確認できるように通し番号を付す等の工夫すること。

(7) 残土、廃棄物処理状況

- ・残土の処理においては、積込みからの一連の状況を車番がわかるように撮影し、処分場に入る際には**処分地の許可看板又は土質改良プラントの看板等**を入れること。
- ・廃棄物については、積込み状況のみを撮影すること。
- ・廃棄物の収集運搬を行う場合、**収集運搬車に係る表示等**を分かるように撮影すること。
- ・既設構造物の取壊しについては、取壊し量が把握できる写真（計測等）を撮影すること。
- ・崩土撤去量の計測については、ダンプのボディー計測写真を添付するなど工夫すること。
また、**過積載のないよう**十分注意すること。（総重量20tまで）
- ・残土を仮置きした場合は、最後にすべて撤去された状況を撮影すること。

(8) 電子成果品（工事写真を含む）の電子媒体での提出について

- ・**豊田市が発注する全ての工事における電子成果品（工事帳票・工事写真）の作成については**、「愛知県電子納品運用ガイドライン」、「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」及び「国土交通省工事完成図書の電子納品等要領」に基づくこと。
- ・電子媒体への書き込み後は、ウィルスチェックを必ず行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。また、電子媒体のラベル面には、『ウィルスチェックに関する情報』を表記するものとする。（ガイドライン参照）
- ・**納品する電子媒体の内容の原本性を確保するため、電子媒体納品書と電子媒体と共に提出すること。**
なお、**電子媒体納品書は、ガイドラインに基づき原則として県様式を使用すること。**
- ・電子媒体のラベル面への署名については、検査終了後、受発注者が直接署名する。（押印ではない）
- ・電子媒体のラベル面に「**対象外**」と表記するものとする。
※情報セキュリティ「外部記録媒体管理台帳登録」の対象外とするため。
- ・工事管理ファイル（INDEX_C.XML）は、要領に記載の必須項目を必ず記入すること。
- ・監督員は、提出された電子成果品（電子媒体）にウィルス（主にマクロウィルス）が含まれていないかをウィルスチェックソフトを利用して確認すること。
- ・監督員は、当面の間は「電子納品検査プログラム」でエラーチェックを行うこと。
- ・デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、工事写真はチェックシステムによる信憑性確認を行い、結果を工事完成時に監督員へ提出すること。
- ・今後のオンライン電子納品（**あいち**電子成果品保管管理システム[※]）の利用を見据えて、監督員は提出された電子成果品の内容を情報共有システム上の「電子納品」機能で確認し、問題がなければ「承認」することに努めること。

※発注者が納品を受けた電子成果品の保管・管理及び効率的な利活用を行うため、サーバ等にて保管・管理し、必要に応じて検索、閲覧、ダウンロード等を行うためのシステム。

3 施工における注意点

(1) 一般土工 (仕-3-1~19、3-54~3-56)

- ・現地の勾配が 1 : 4 以上ある地盤の上に盛土をする場合は段切（最小幅 1m、最小高 50 cm）を施工し、**盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。**
- ・床掘・掘削完了面が水面下の場合は、施工不良とならないよう**湧水等の処理に心掛け水替・かま場等を設け泥の吸出し防止**をして適切な処理をすること。また、その処理状況を撮影すること。
- ・埋戻しに関しては、異物の混入を避け十分に転圧すること。また、特に側溝、コンクリート構造物、マンホール等の転圧についても、不等沈下のないよう十分な施工幅を確保して締固めすること。特に民地側の転圧は入念にすること。**（転圧厚さ管理用のマーキングを標示）**
- ・埋戻しは、**一層の仕上り厚を 30 cm以下とするが、大型機械での施工が困難な箇所、及び構造物の隣接箇所や狭い箇所の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上り厚を 20 cm以下で入念に締め固めること。（プレート転圧は不可）**

(2) 道路土工 (仕-3-10~18)

- ・路床とは、盛土部においては盛土仕上り面下、切土部においては掘削仕上り面下 1 m以内の部分、路体とは、盛土における路床以外の部分をいう。
- ・路体盛土は**一層の仕上り厚を 30 cm以下、路床盛土は一層の仕上り厚を 20 cm以下で施工する。**
（歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所では、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上り厚を 20 cm以下で入念に締め固めなければならない。）

(3) 舗装工 (仕-3-106~132)

粒状路盤

- ・タンパ・振動ローラ等による締固めは**一層の仕上り厚さを 10 cm以下**とすること。

下層路盤

- ・**一層の仕上り厚は、20 cmを超えない**ようにすること。

上層路盤

- ・**粒度調整路盤材の一層の仕上り厚は 15 cm以下を標準とし、締固めに振動ローラを使用する場合は上限を 20 cmとすることができる。**なお、**瀝青安定処理の一層の仕上り厚は 10 cm以下とする。**

基層・表層

- ・プライムコート、タックコートの使用量は、設計図書に明示された場合を除き、**プライムコート 1.2 リットル/m²、タックコート 0.4 リットル/m²**とすること。**（仕-3-121）**
- ・乳剤散布時や舗設時に既設構造物を汚さないように注意すること。
- ・**乳剤散布は、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布すること。（仕 3-120）**
- ・**一層の仕上り厚は 7 cm以下とし、特に人力施工の場合は、施工方法、温度管理を十分に行うこと。**
- ・舗設は監督員が承諾した場合を除き、**気温が 5℃以下**のときに施工しないこと。また、混合物の敷均しは、その下層表面が湿っていないときに施工すること。
- ・交通開放は、開放時の初期わだち掘れの防止に努めるよう行うこと。**特に交通量の多い箇所や気温の高い時期には舗装表面温度を 50℃以下とすること。**

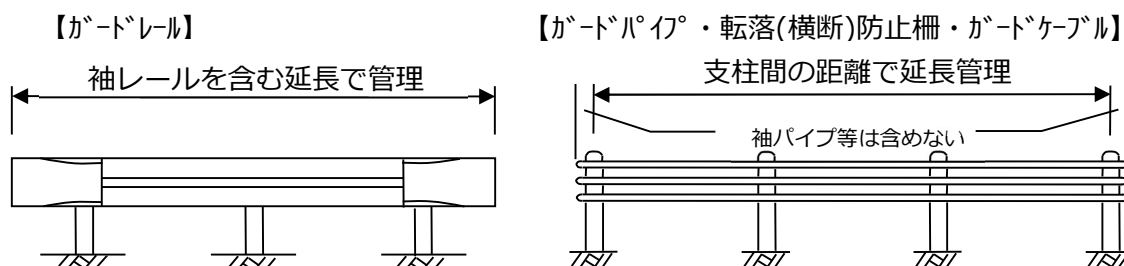
- ・表層と基層及び瀝青安定処理層の各層の縦継目の位置を 15 cm 以上、横継目の位置を 1m 以上ずらすこと。
また、縦継目では車輪走行位置の直下からずらして設置すること。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。
- ・路面切削工、オーバーレイ工等は、施工前に現地測量による方法又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め監督員の承諾を得ること。(仕-7-134)
- ・舗装殻が側溝に入らないように注意して施工すること。
- ・インターロッキングブロックの目地幅は、2～3 mm を標準とする。

(4) 区画線工 (仕-3-60～61)

- ・熔融式等の区画線の施工にあたって路面の清掃後、プライマーを路面に均等に塗布すること。
また、その状況を撮影すること。
- ・熔融式、高視認性の区画線は、常に 180℃～220℃の温度で施工すること。
- ・区画線は、仮復旧及び少量の場合でも必ず復旧すること。また、必ず交通開放前に復旧すること。
- ・区画線テストピースは、線種（幅・色）毎に実施すること。
- ・仮区画線は、供用期間が 1 か月以上になる場合は熔融式とすること。また、施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ監督員と協議すること。
- ・熔融式等の区画線の施工は、気温 5℃以下では施工しないこと。やむを得ず施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後に施工すること。

(5) 安全施設工 (仕-3-59～60)

- ・視線誘導標の白色と橙色の向きに注意すること。(走行方向に向かって左が白色)
- ・支柱周りの転圧不足に注意すること。また、支柱の根入れ長不足にならないよう十分管理すること。
- ・打込み時に支柱頭部を損傷させないこと。損傷させた場合は補修すること。
- ・防護柵及び防止柵の延長管理は、下図のとおり行うこと。



(6) コンクリート工 (仕-3-20～40)

- ・打設において、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは 1.5m 以下とすること。
- ・打設したコンクリートを型枠内で横移動させないこと。
- ・コンクリートを 2 層以上に分けて打設する場合は、バイブレータを下層のコンクリート中に 10 cm 程度挿入し、上層と下層が一体となるように締固めること。
- ・擁壁の天端付近は気泡が排出されにくいいため、上部のアバタに注意すること。

- ・打継ぎ目の処理については、レイタンスを必ず除去し、吸水させるなど適切に処理すること。
- ・陸打ちコンクリートは、プレキャストコンクリートと同様の扱いとなるため、移動に伴う破損に注意すること。また、湿潤養生状況、型枠脱型状況等を撮影すること。
- ・モルタル等による型枠穴の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。(仕-40)
- ・型枠・支保の取外しの時期及び順序は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで期間を十分検討し、施工計画書に記載すること。(仕-3-40)
- ・養生は凍結、風、養生温度等に配慮し、標準仕様書に準じた湿潤標準養生日数(下表)を保つこと。

日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメント B 種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5 日	7 日	3 日
10℃以上	7 日	9 日	4 日
5℃以上	9 日	12 日	5 日

※15℃ より低い場合での使用は、試験により定める。

(仕-3-34)

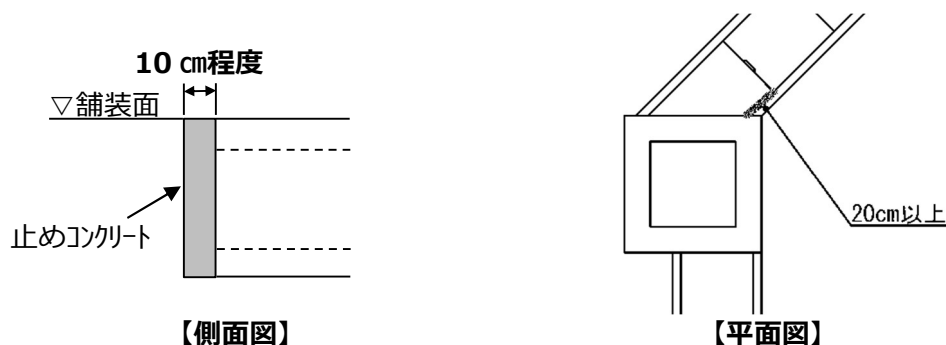
- ・打設において練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとする。
- ・コンクリートの打込みは、日平均気温が 4℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。この範囲にない場合は、暑中コンクリート、寒中コンクリートの規定による。
- ・コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設すること。特に鉄筋コンクリートにおいては、狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法を施工計画書に記載すること。
- ・打継ぎ処理剤を使用する場合は、コンクリート表面への液だれに注意し、塗布量の管理を行うこと。
- ・沈下クラックが発生しやすい鉄筋及びセパレータ周辺の締固めは、適切な速度で打設し、締固めが可能な範囲で再振動させること。

(7) 鉄筋工 (仕-3-35~38)

- ・かぶり、ラップ長、配筋ピッチ等の検測には十分注意し、立会い・段階確認の徹底を図ること。
- ・露出鉄筋は防錆処理をし、差し筋長の検測も行うこと。
- ・鉄筋のかぶりを確保するスペーサは、コンクリート製もしくはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものとし、構造物の側面については原則 1 m²当たり 2 個以上、底面については 1 m²当たり 4 個以上設置し、個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けること。
なお、鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。
- ・簡易構造物における鉄筋の継手長は、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度が 18N/mm²の場合 40φ (φ：鉄筋の公称直径)、21 N/mm²の場合 35φ以上とする。
- ・継手位置は、原則として同一断面に集めてはならない。継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さ鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。
- ・鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

(8) 排水工 (仕-4-19~20、7-5~7)

- ・側溝や暗渠と枡、人孔との接続においては漏水が生じないように施工し、必要によりコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、補強を行うこと。また、後で補修の無いよう丁寧に仕上げること。
- ・塩ビ等の取付管は、側溝や集水枡の断面を阻害しないよう処理すること。
- ・ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けて施工すること。
- ・側溝は、下流側または低い側から設置すること。
- ・側溝布設における転圧不足（基礎、民地側も含めて）に注意すること。
- ・側溝蓋の設置やグレーチングの盗難防止を忘れずに取付け、据付は十分な清掃のうえ設置すること。
- ・スリット側溝蓋は、必ず固定をすること。
- ・蓋の破損等、納品された製品が悪ければ必要な措置をすること。
- ・側溝端部での止め処理の仕上げ高さは、地表面（舗装面）と同じ高さとする。
- ・側溝の曲がり角の部分で蓋等の段差が生じる場合は、サンダー等で削ること。
- ・蓋を切断したり、場所打ち施工する場合は、蓋のかかりを 20 cm 以上とすること。

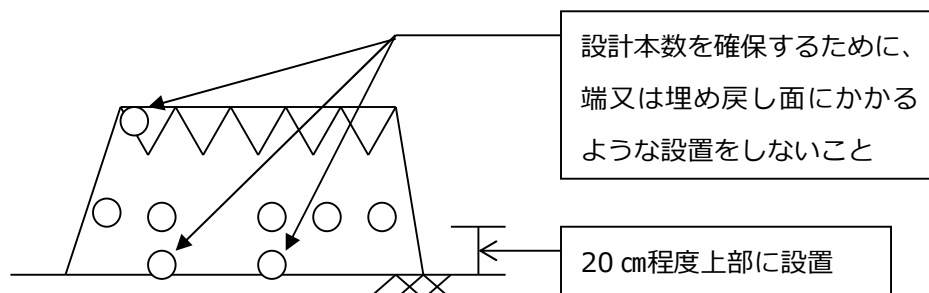


- ・場所打ち部分は、二次製品と同等以上の強度が確保できるよう、配筋、コンクリート厚を考慮すること。また、型枠の撤去を忘れないこと。
- ・集水枡の蓋は、ネットフェンス等によって開閉が阻害されないよう施工すること。また、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工すること。
- ・集水枡を陸打ち施工する場合、必要以上の箱抜きは避けること。また、据付けの際にワイヤー等で損傷する恐れのある部分を保護するなど部材に損傷や衝撃を与えないようにすること。
- ・集水枡の断面が上流の側溝等の断面より小さくならないよう施工すること。

(9) ブロック積（張）・石積（張）工 (仕-3-100~103)

- ・コンクリートブロック及び石積の控長、裏込コンクリート、裏込材厚を確保するため、丁張りを必ず二重または三重に設けて、工事中は絶えず検測しなければならない。(仕-3-102)
- ・伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き 10m 毎に設けること。
- ・コンクリートブロック工の練積みにおける合端（ブロックとブロックが接する部分）の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得ること。
- ・水抜き孔は、V P φ50 mm を用い、3 m² に 1 ヶ所以上の割合で設置すること。また、吸出し防止材を設置すること。

- ・水抜き孔は前面の埋戻し高を考慮して設置すること。（埋戻し高さより 20 cm程度上部）



(10) 保安施設等 (必-6-350~)

- ・工事現場における標示施設及び保安設備については、「道路工事保安設備設置基準（平成 30 年 3 月改定）愛知県建設部」に準拠して設置すること。
- ・「工事中看板」及び「工事予告看板」は、夜間の視認性を確保するため全面を高輝度反射式とすることとし、照明等は不要とする。なお、高輝度反射式に代えて、工事用照明等により視認性を確保することも可とする。
- ・「工事予告看板」は、工事を開始する 1 週間以上前から工事を開始するまでの間、必ず設置する。工事中看板を利用して、ステッカー等で標示しても良い。この場合は、ステッカー等についても、高輝度反射式等看板と同様の仕様とすること。なお、工事開始時に速やかに撤去又はステッカー等を取外すこと。
- ・「工事中看板」や「工事予告看板」は、車道と平行ではなく、角度を設けてドライバーの視認性を確保するように設置すること。また、歩行者等の支障にならないよう建築限界を守って設置すること。
- ・「工事説明看板」、「工事情報看板」(SL 看板)は、歩道がある場合のみ、ドライバーから看板内容が見えないように建築限界を守って歩道側に向けて設置する。歩道のない箇所や 1 日で完了する工事には設置しないこと。また、情報看板は工事開始時に速やかに撤去のこと。
- ・「まわり道案内板」は、通行止のため迂回路を設ける場合に、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口に迂回路の地図等を表す標示板として設置する。また、通行止を開始する 1 週間以上前から「まわり道予告板」を設置し、開始時には速やかに撤去すること。
- ・夜間や休日等で工事を一時中止している場合は、必要としない標示板等（徐行、迂回路等）の前面に、「休工中ステッカー（縦 450 mm 横 150 mm）」を貼るか、看板を撤去すること。
- ・「休工中ステッカー」は、「工事中看板」、「工事予告看板」、「工事説明看板」、「工事情報看板」、「道路標識及び道路標識を含む標示板」に貼ってはならない。なお、工事が始まる前は、休工中とは言えないので、看板を覆う等の措置を行うこと。（必-6-386 補足④）
- ・路面に段差等がなく、A 型バリケードやカラーコーン等の保安設備を撤去し、工事を一時中止している場合、「道路工事中」や「工事予告①(この先 50m, 100m)」の道路標識(SL 看板含む)、「工事区間終り」等の標示板(SL 看板含む)は、撤去又は覆い等を行うこと。「工事区間終り」や道路標識を含んでいない SL 看板は、「休工中ステッカー」でもよい。但し、段差すりつけをしている時は撤去等しないこと。
- ・A 型バリケードを歩行者や自転車の通行する部分に沿って設置する場合は、バリケードの間隔を空けないようにするか、又はバリケードの間に安全ロープ等を張って、隙間のないよう措置すること。

(11) その他

- ・境界杭、用地杭、仮BM等重要なものは安易に移設しないこと。また、移設する必要がある場合は、必ず監督員の指示に従うこと。
- ・樹木の根鉢を直接肥料の上にのせないこと。
- ・境界ブロック・側溝の目地感激は、原則 1 cm以内で施工すること。
また、カーブ等曲線部の側溝の目地間隙は、極力少なく施工すること。
- ・排水施設等の据付け時において、二次製品（場所打ち以外）には、敷モルタルを原則 2 cm設置し、平坦性を確保すること。
- ・種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その資料を整備及び保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出すること。（仕-3-99）
- ・施工状況把握により肥料の使用材料の確認を行うこと。
- ・濁水発生の恐れがあるすべての工事において、請負業者並びに関係者に対し水質汚濁防止（工事中のアルカリ対策（セメントや RC 材等使用によるアルカリ成分の流出防止など）の指導監督を徹底すること。
（令和元年 10 月 17 日付 公共工事河川対策監督者通知）
- ・交通誘導警備員に黒板等を持たせないこと。
- ・吹付工（コンクリート等）において、吹付けのり面天端付近にラウンディング（R=1m 程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込むこと。（仕-3-97）
- ・高さが 5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが 3m以上の堰、水門、樋門の施工完了時に、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
（施工管理基準-149、150）
（必-6-423 ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査及びコアによる強度試験要領）
- ・橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバートについて、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。
（施工管理基準-150）（仕-7-4、7-42、7-77）
- ・現場継手工（溶接施工）において、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合速やかにその名簿を提示すること。
（仕-7-49）
- ・請負者は、足場工の施工にあたり「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 令和 5 年 12 月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
なお、実施状況を工事写真等により記録し、監督員から請求があった場合は、速やかに監督員へ提示しなければならない。
（仕-1-25）
- ・標識工・照明工では各ボルトを確実に締め付けた後、ボルト・ナット・座金及びプレート部に対しては、耐候性がある塗料で、連続するマーキング（合いマーク）を施すこと。（仕-7-36、41）
- ・10 KVA以上の発電機（移動式含）を設置する場合は、経済産業省の各産業保安監督部に、設置と主任技術者の届け出をしなければならない。
（電気事業法第 38、42、43 条）
- ・熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の体制及び手順等を作業従事者に周知すること。

4 検査時の対応

- ・ **検査書類（工事打合せ簿、出来形管理、品質管理、他）はペーパーレスとし、全て電子納品とする。**
- ・ 契約者、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれか一人は必ず立ち会うこと。いずれの人も欠席した時は、別の者を出席させても原則として検査を中止する。
- ・ 立会者は、関係書類や現場施工に関することで検査員から説明を求められた時には、回答できる態勢であること。
- ・ 検査前には事前（工事完成届提出前）に社内検査を行い、現場及び提出書類等の確認をすること。
- ・ 社内検査は、現場代理人、主任技術者もしくは監理技術者以外の者で行い、検査日・検査員名・確認内容等を記録し**提出**すること。
- ・ 起終点及び測点の表示、目的物の現地マーキング等の確認をし、基準杭及びKBMの点検をすること。
- ・ 現場内の整備清掃をすること。
【例】側溝と蓋との間の砂の掃除、集水枳の掃除、舗装施工後の側溝の掃除（グレーチング部分における合材、碎石等の堆積）、水抜き管内のモルタル撤去、コンクリートの仕上面の直し
- ・ 補修等が必要な場合は、事前に対処すること。
【例】地先境界ブロック、歩車道境界ブロック、側溝等の目地補修、ガードレール、カーブミラー、橋梁、鋼構造物等の塗装傷の補修、側溝蓋類のがたつき補修
- ・ 現場における検査測定時には、適切な人数を配置すること。
- ・ 検査時には、機械・道具等の設備を用意すること。
- ・ **情報共有システムを利用した場合、検査時に電子成果品をオフラインで表示できるように、検査用のパソコン内に保存すること。検査時は情報共有システムに接続しないことを原則とする。**
- ・ 監督員は、必要に応じて電子契約書を検査時に提示できるようにしておくこと。

● **工事書類一式は、完成日までに監督員に提出し、完成日から原則7日以内に検査が受けられるように準備すること。**（次ページのチェック表参照）

<完成検査時における提出書類の主なもの>

※提出書類一覧表に記載

- 1 工程管理表
- 2 工事記録（週休2日制工事のみ）
- 3 立会・段階確認・施工状況把握報告書
- 4 出来形管理資料
- 5 品質管理資料
- 6 工事写真
- 7 警備日報
- 8 マニフェスト管理台帳
- 9 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書
- 10 水替記録
- 11 社内検査記録

12 上記書類以外の工事打合簿で提出した書類

○工事完成届又は工事指定部分完成届は、別で単独に提出のこと。

○工事打合簿一覧表は、提出済の工事打合簿(発注者保管用)の頭に添付する。

提出・提示書類チェック表

1	現場代理人・主任(監理)技術者届	☐	26	工事写真	☐
2	工程表 (現場代理人が兼務の場合のみ)	☐	27	警備日報	☐
3	契約金額内訳書	☐	28	マニフェスト管理台帳	☐
4	施工体制台帳・施工体系図	☐	29	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	☐
5	受注時コリンズ登録のお願い	☐	30	水替記録	☐
6	変更時コリンズ登録のお願い	☐	31	社内検査(提出書類・出来形等)	☐
7	完成時コリンズ登録のお願い	☐	32	建設廃棄物マニフェスト(原票提示)	☐
8	設計図書の照査	☐	33	安全訓練・大会の記録(提示)	☐
9	事前協議チェックシート	☐	34	使用機械の管理(提示)	☐
10	施工計画書	☐	35	仮設構造物の管理(提示)	☐
11	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	☐	36	保安設備の設置・管理(提示)	☐
12	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票 ※500m ³ 以上の建設発生土を搬出する工事	☐	37	工事打合簿一覧表	☐
13	残土処理承諾書(写)	☐	38	工事打合簿(乙) (請負者発議分)	☐
14	建設廃棄物処理委託契約書(写)	☐	39	電子納品成果品・電子媒体納品書	☐
15	建設廃棄物処理関係許可書(写)	☐	40	デジタル写真の信憑性確認結果 ※小黑板情報電子化を行った場合	☐
16	特定建設作業実施届出書(写)	☐	41	工事課内下検査記録	☐
17	建設業退職金共済掛金収納書	☐	42	設計書・契約書	☐
18	使用材料承認願・材料確認書	☐	43	変更設計書・変更契約書	☐
19	工事完成届または工事指定部分完成届	☐	44	設計変更協議書	☐
20	提出書類一覧表	☐	45	工事打合簿(甲) (発注者発議分)	☐
21	工程管理表/履行報告	☐	46	契約期間延長(変更協議・契約)	☐
22	工事記録 ※週休2日制工事の場合	☐	47	資材検査等	☐
23	段階確認書・施工状況把握報告書	☐	48	掛金充当実績総括表(提示)	☐
24	出来形管理表	☐	49	建退共の受払い簿(提示)	☐
25	品質管理	☐			

※提出が必要な書類については、提出書類一覧表の順序に整理することが望ましい。

※上記表の数字は、提出時に工事打合簿が必要な書類を示す。

(工事打合簿が不要な書類(完成届など)については、社印不要)

舗装の出来形・現場品質管理について

●施工規模の考え方

- ・施工管理基準において、以下の施工規模に応じた管理を実施すること（施工管理基準-22等）

中規模以上の工事	…	・舗装施工面積が 2,000 m ² 以上の工事 ・基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の工事
小規模工事	…	・舗装施工面積が 2,000 m ² 未満の工事 ・基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 未満の工事

1（出来形管理）

●下層路盤・上層路盤（施工管理基準-22、23）

- ・基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。（下層路盤のみ）
- ・厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。
- ・幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。
- ・各規格値は、施工管理基準を参考すること。

●アスファルト舗装（施工管理基準-26～27）

- ・幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは 1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取して測定。 -
※橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による
ことができる。（歩道・取合・路肩舗装を除く）
- ・表層工における平坦性の測定は、各車線毎に車線縁から 1 m の線上、全延長とする。
※延長 100m 未満の場合は、省略することができる。
- ・各規格値は、施工管理基準を参考すること。

下層・上層路盤、アスファルト舗装 品質管理及び出来形管理数量表

施工面積（A）	品質管理		出来形管理
	下層・上層路盤 現場密度※1,2	アスファルト舗装 現場密度※1,2	アスファルト舗装 出来形（歩道・取合・ 路肩舗装を除く）※3
$A \leq 1,000 \text{ m}^2$	3 孔以上	3 孔以上	1 個
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	3 孔以上	3 孔以上	2 個
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	3 孔以上	3 孔以上	3 個
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	1 ロット (10 孔)	1 ロット (10 孔)	4 個
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	1 ロット (10 孔)	1 ロット (10 孔)	5 個

※1 3,000 m²を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 孔で測定する。

※2 10,001 m²以上の場合は、10,000 m²毎に 10 孔測定する。

※3 歩道・取合・路肩舗装の場合は、「片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアー採取」。ただし、歩道舗装において車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数コアーを採取して測定する。
なお、舗装構成（配合・舗装厚・路盤厚）毎の合計面積で区分すること

2 (品質管理)**●現場密度試験**

3,000 m³以下の場合、1 工事当り 3 孔以上で測定する。

※施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

1 工事あたりの施工面積 (A)

$A \leq 3,000 \text{ m}^3$ の場合	: 3 孔	規格値 X_3 を使用
$3,000 \text{ m}^3 < A \leq 10,000 \text{ m}^3$ の場合	: 10 孔	規格値 X_{10} を使用

※ X_3 が規格値を外れた場合はさらに 3 孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足すればよい。

下層路盤、上層路盤、歩道路盤 (施工管理基準-156、160)

・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93% 以上 (歩道路盤及び路肩路盤を除く) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。

規格値 (締固め度)	下層路盤	上層路盤	歩道・路肩路盤
個々	93% 以上	93% 以上	—
X_{10}	95% 以上	95% 以上	90% 以上
X_6	96% 以上	95.5% 以上	90.5% 以上
X_3	97% 以上	96.5% 以上	91% 以上

アスファルト舗装 (施工管理基準-168、169)

・締固め度は、個々の測定値が基準密度を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。

規格値 (締固め度)	表層・基層	瀝青安定処理	歩道
個々	94% 以上	93% 以上	90% 以上
X_{10}	96% 以上	95% 以上	90% 以上
X_6	96% 以上	95.5% 以上	90.5% 以上
X_3	96.5% 以上	96.5% 以上	91% 以上

●プルーフローリング (施工管理基準-157)

- ・下層路盤仕上げ後、**全幅、全区間**において実施する。ただし歩道路盤、路肩路盤は除く。
- ・プルーフローリング試験における荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
- ・路床安定処理工、表層安定処理工、道路土工においても実施すること。

●温度測定 (初転圧前)

- ・測定値の記録は、1 日 4 回 (午前・午後各 2 回)。ただし同一配合の合材が 100 t 未満のものは、1 日 2 回 (午前・午後)

●道路土工（現場密度の規格値について）（施工管理基準-202）

【砂質土】

- ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、**最大乾燥密度の90%以上**（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。
- ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、**最大乾燥密度の95%以上**（締固め試験（JISA 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）

【粘性土】

- ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。
- ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。

●舗装・路盤の出来形管理、品質管理における留意点

- 1) 出来形管理及び品質管理の測定頻度については、舗装構成（**配合・舗装厚・路盤厚**）毎で区分する。
- 2) コア採取位置は、一般的には乱数表（**必-6-428 参照**）を使用し決めるものとするが、施工幅が極めて小さい場合や施工規模が小さい場合などは、乱数表を使用しなくてよい。
また、いずれの場合においても発注者との**工事打合簿等**により行うこと。
- 3) 出来形管理用コアと現場密度試験用コアについては、兼用することも可能。（舗装構成が一層の場合に限る。二層以上の場合はダブルで抜くこと。）
採取位置については、それぞれ異なる位置で採取することを原則とするが、発注者の指示のうえ品質管理用コアから10 cm離して出来形管理用コアを採取することもできる。
- 4) 単独市費工事において1工事 100 m²以下のAS舗装については、監督員と協議により下がり管理を出来形管理に置き換えることができる。（コアを省略できる）。
また、品質管理についても監督員と協議により省略できるものとする。
- 5) 単独市費工事において1工事 100 m²以下の路盤については、品質管理を監督員と協議により省略できるものとする。
- 6) 舗装出来形管理・品質管理について疑義が生じた場合には、その都度監督員と協議すること。
- 7) 路盤厚等を水系等による方法で測定する場合、監督員の承諾を得て施工計画書に明記すること。

現場塗装工（塗装の禁止条件）

- ・塗布作業時の気温・湿度の条件が下表の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。
ただし、塗装作業所が屋内で、気温、湿度が調節されているときには、屋外の気象条件に関係なく
塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。

(仕-3-72、73、7-69、152、186)

種 類	気温（℃）	湿度（RH%）
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	〃
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5 以下	〃
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	〃

単位体積重量の参考値

建設副産物等の実態値がない場合は、下表を参考とする。

名 称	単位体積重量の参考値（t /m3）	備 考
アスファルト塊	2.35	実重量
コンクリート塊（無筋）	2.35	実重量
コンクリート塊（有筋）	2.45	実重量
コンクリート二次製品	2.45	実重量
建設発生土	1.68	地山土量
改良土	1.55	地山土量